

クレジット契約について(注意)

お客様へ必ずお渡しください

I. クレジット契約について(注意)

- I 本書面と契約書はよく読みましょう
- *クレジット契約(立替払契約)の内容を明らかにした書面(以下「申込書」という。)をよくお読みください。
- *「申込書」には、クレジット契約(立替払契約)についての重要な事項が記載されています。
ご不明な点については、エクセルへ直接お尋ねください。
なお、売買契約・役務提供契約(商品やサービスに関すること)については、販売店にお問い合わせください。
- *「本書面」と「申込書」は大切に保管してください。

ご注意

1. 契約はあなた自身のものです。仮にお客様が単に名義を貸したとしても、お客様に支払いの責任があります。どんなに親しい人から頼まれても、他人に名義を貸すのは絶対にやめましょう。
2. お支払い先は、エクセルです。販売店にクレジット代金(頭金を除く)をお支払いされても無効です。
3. 商品を返品する場合や役務提供契約や権利販売契約を解除したり、取消する場合にも、エクセルにもご連絡ください。
4. お客様が事業のため、または事業として、商品の購入や役務の提供を受ける場合は、消費者契約法の適用はありません。
また、この場合、原則として割賦販売法の支払停止の抗弁権もありません(業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約を除く)のでご注意ください。
5. ご住所を変更される場合は、事前にエクセルへご連絡ください。

II. クレジット契約のしくみ

- *このクレジット契約は、三者間契約です。
- *この仕組みは、お客様と販売店の間の売買契約・役務提供契約の代金等の決済手段として、現金支払に代わってこのクレジット(立替払)制度を利用する場合のもので



- *お客様がこの仕組みを利用してご購入物等をされるときは、まずお客様からのお申込みを受けた販売店がエクセルに連絡を取り、エクセルは、お客様の審査をさせていただきます。
- *エクセルがお客様のお申込みを承諾(立替払契約が成立)したときは、お客様のお買い上げの代金は、エクセルがお客様の委託により販売店に立替払い致します。
- *お客様は、お買い上げの代金(頭金を除く)に手数料を加算した額を分割払いでエクセルにお支払いいただくことになります。
- *つまり、上図のようにお客様は、販売店との間の売買契約・役務提供契約のほか、エクセルとの間でクレジット契約(立替払契約)を結

ぶこととなります。

III. 訪問販売又は電話勧誘販売でお申込みされた方へ

- 訪問販売又は電話勧誘販売でお申込みされた場合はクーリングオフできます。詳しくは申込書の書面と下記をお読みください。
1. 以下の場合でお申込みをされたときは、訪問販売又は電話勧誘販売となります。
 - a. 住居や職場を訪問された場合
 - b. お店以外の場所における1日程度の展示会等でお申込みをされた場合
 - c. 路上・通路等又は喫茶店等で呼び止められた場合
 - d. 本来の目的(役務の提供や商品の販売等)を告げられずに呼び出され、又は電話をかけさせられた場合
 - e. 「特にあなただけ選ばれた」などといった著しく有利な条件で呼び出され、又は電話をかけさせられた場合
 - f. お店からの電話勧誘によりお客様が郵便等(電話・ファクシミリ・パソコン通信等を含む)でお申込みされた場合
 2. 上記の場合でも次のような場合は、訪問販売または電話勧誘販売にはなりませんからクーリングオフできませんので、ご注意ください。
 - a. お客様のほうから訪問するよう依頼した場合
 - b. お客様のほうから申込みの意思をもって電話をかけるように依頼した場合
 - c. 訪問販売では、お客様がお申込みをされたお店と過去1年以内に、店舗がある場合は1回、店舗がない場合は2回以上のお取引のある場合、又電話勧誘販売では、お客様がお申込みされたお店と過去1年以内に、2回以上お取引がある場合
 - d. お客様が営業のために又は営業としてお申込みされた場合
 - e. 職場管理者の書面による許可を受けた業者に職場でお申込みされた場合

3. 下記商品について使用又は消費された場合はクーリングオフできなくなりますのでご注意ください。
ただし、販売店又は役務提供事業者がお申込者に当該商品を使用又は消費させた場合を除きます。
はきもの、布地、不織布、壁紙、歯ブラシ、化粧品、健康食品、防虫剤、殺虫剤、防臭剤、毛髪用剤、コンドーム、生理用品、石鹸(医薬品を除く)、浴用剤、合成洗剤、洗浄剤、つや出し剤、ワックス、靴クリーム、配置医薬品

4. 特定商取引法で定める上記1・2項の訪問販売、電話勧誘販売に関しては、前項3.ならびに「IX.適用除外について」を除く、原則全商品・全役務を規制対象としました。
また、割賦販売法においても不動産販売を除く全ての商品・役務をクレジット規制の対象としています。

クーリングオフについて、次ページの「クレジット契約のクーリングオフのお知らせ」「売買契約などのクーリングオフのお知らせ」をご覧ください。

IV. 特定継続的役務取引等のお申込みをされた方へ

1. 販売方法を問わず、以下の業種における役務提供契約(役務の提供を受けることのできる権利の売買契約を含む)及びこの契約に際し

て締結された下記2.記載の関連商品の売買契約については、役務提供事業者(以下「販売店」といいます)から交付される書面(特定商取引に関する法律第42条第2項又は第3項に基づく書面。以下「42条書面」といいます)を受領した日を含む8日間は契約の無条件解除(クーリングオフ)、又、8日を超えた日以降は契約の中途解約を行うことができます。詳しくは42条書面をよくお読みください。

- ①エステティックサロン：人の皮膚を清潔にし、もしくは美化し、体型を整え、又は体重を減するための施術を行うものであって、役務提供期間が1ヶ月を超え、その契約金額が5万円を超えるもの
- ②語学教室等：語学の教授(③、④のための学力の教授を除く)を行うものであって、役務提供期間が2ヶ月を超え、その契約金額が5万円を超えるもの
- ③学習塾：入学試験に備えるための又は学校教育の補習のため小、中、高校生を対象とした学力の教授を販売店の事業所等(以下「塾」といいます)で行うものであって、役務提供期間が2ヶ月を超え、その契約金額が5万円を超えるもの
- ④家庭教師派遣等：入学試験に備えるための又は学校教育の補習のための学力の教授を塾以外の場所(家庭等)で行うものであって、役務提供期間が2ヶ月を超え、その契約金額が5万円を超えるもの
- ⑤パソコン教室等：電子計算機又はワードプロセッサの操作に関する知識又は技術の教授であって役務提供期間が2ヶ月を超え、その契約金額が5万円を超えるもの
- ⑥結婚相手紹介サービス：結婚を希望する者への異性の紹介であって役務提供期間が2ヶ月を超え、その契約金額が5万円を超えるもの

2. 関連商品は、以下の商品になります。

- (1) ①の場合、健康食品類(医薬品を除く。以下同じ)、化粧品、石鹸(医薬品を除く。以下同じ)、浴用剤、下着、美顔器、脱毛機。ただし、健康食品類、化粧品、石鹸、浴用剤については、その一部を使用又は消費したとき(販売店が当該商品を使用又は消費させた場合を除く)はクーリングオフできなくなりますのでご注意ください。

- (2) ②~④の場合、書籍、学習用ソフト類、ファクシミリ、テレビ電話。
- (3) ⑤の場合、書籍、学習用ソフト類、パソコン及びワードプロセッサ並びにこれらの付属品。

- (4) ⑥の場合、真珠、寶石、半寶石、指輪、装身具。
なお、販売店と関連商品の販売業者が異なるときは、当該販売業者にクーリングオフ又は中途解約の通知を行う必要があります。販売業者の氏名・名称、住所等は42条書面に記載されています。

3. 中途解約の違約金
クーリングオフの場合は、違約金は一切不要ですが、中途解約(販売店からの42条書面を受領した日から8日を超えた日以降の解約)については解約までの間に提供を受けた役務に相当する対価に加え、各販売店の定めた解約違約金を支払う必要があります。詳しくは、販売店の交付する42条書面に計算方法等を含めて記載されていますので、そちらをご覧ください。

4. 中途解約に伴うクレジット代金の清算について
お客様と販売店との間の清算合意書等に基づきクレジット代金も清

算されます。ただしクレジット代金完済後は、直接販売店との清算になります。
この場合、お客様と販売店だけの合意では清算できませんので必ずエクセルまでご連絡ください。

V. 商品や役務に問題があるときは…

- * 次のような場合は、まず販売店（申込書面に記載されています）へご連絡のうえ、交渉してください。
 - 商品の引渡しや役務の提供をしてくれない。
 - 商品に欠陥（瑕疵）がある。
 - 役務の提供内容に問題がある。
 - 見本・カタログ等と現物・役務の内容が違う。
 - 商品の販売条件となっている役務を提供してくれない。
 - その他契約内容等について問題がある。

VI. 販売店との間で問題が解決しないときは…

- * 販売店に連絡が取れなかったり、連絡がとれてもVの問題が解決しなかったとき、クーリングオフや売買契約・役務提供取り消しの申し出に応じてくれなかったときは、エクセルの窓口にご連絡ください。
- * お客様は販売店との間で問題が解決するまでは、エクセルからの代金請求に対し、その支払いを停止することができる場合もありますので、その旨をエクセルまでお申し出ください。
- * 支払い停止のお申し出は、書面でエクセルへ直接提出くださいますようにご協力をお願い致します。
- * なお、詳しくは、申込書裏面第12条（支払停止の抗弁）をお読みください。

VII. 申込者・販売店間の契約中途解約

クーリングオフ以外の場合は以下のとおりとします。クーリングオフについては次のページ「クーリングオフのお知らせ」をご覧ください。

- (1) 申込者は、申込者・販売店間の契約が、特定商取引法に定める特定継続的役務提供契約または特定権利販売契約に該当する場合は、販売店に対し申込者・販売店間の契約（特定商取引法に定める関連商品以外の商品などの売買契約は除く。以下に同じ）の中途解約を申し入れることができます。
- (2) 申込者は、(1)に定める中途解約を申し入れる場合には、販売店への解約通知を行うとともに、エクセルに対し解約の事実を通知してください。
- (3) エクセルは(1)の中途解約があった場合は、エクセルが販売店へ支払い済みの中途解約にかかる立替金が販売店からエクセルへ返還されたときは、申込者がエクセルに支払済みの分割支払金の全部または一部を申込者・販売店間の契約により申込者が販売店に支払うべく金銭の支払に充てることとします。充当後なお不足のある場合は、申込者は、販売店に直ちに不足額を支払うものとします。ただし、販売店がこれと異なる清算方法を定めている場合は、この限りではありません。
- (4) (2)および(3)にかかわらず、申込者がエクセルに対する債務を完済した後販売店との間で中途解約を行った場合は、申込者は直接販売店との間で清算手続きを行ってください。
- (5) (3)により立替金が販売店からエクセルへ返還されない場合は、申込者は、すでに提供を受けた役務相当額を超えて分割金を支払い済みのときでも、その差額の返還をエクセルへ請求できないも

とします。

VIII. その他の消費者保護規定について

- * 「訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供取引の場合は、次の消費者保護の規定の適用を受けます。」
販売店がクレジット契約の勧誘に際し、特定継続的役務提供取引の場合は割賦販売法第35条の3の15第1項各号に掲げる事項、訪問販売・電話勧誘販売の場合は、割賦販売法第35条の3の13第1項各号に掲げる事項について、不実のことを告げたことにより誤認し、または割賦販売法第35条の3の13第1項から第5項までに掲げる事項について、故意に事実を告げなかったことにより当該事実が存在しないと誤認してクレジット契約の申込または承諾の意思表示をしたときは、当該意思表示を取り消すことができます。ただし、次の場合には、クレジット契約の取消しはできませんのでご注意ください。
 - ①「IX.適用除外について」1.①、⑥～⑩に該当する場合
 - ②追認できる時から6ヶ月間取消しをおこなわない場合またはクレジット契約を締結した時から5年を経過した場合。
 - ③店舗販売（特定商取引法の適用を受ける場合を除く）通信販売等でお申込をされた場合。
- * 訪問販売、（前ページ「III訪問販売でお申込された方へ」）をご確認ください）でクレジット契約のお申込をされ、その申込が次の①または②に該当する場合、クレジット契約の締結から1年を経過するまでは、クレジット契約の申込の撤回または解除（以下「過量販売にかかるクレジット契約の解除」と言う）を行うことができます。
 - ①販売店の1回の販売行為が過量（日常生活において通常必要とされる分量・回数・期間を著しく超えること）な商品の契約となる場合。
 - ②過去のお客様の購入などの累積から、販売店の当該販売行為によって過量になる場合またはすでに過量であることを販売店が知りながらさらに販売する場合。
ただし、次の場合には、過量販売にかかるクレジット契約の解除はできませんのでご注意ください。
 - ①お客様に売買契約等の締結を必要とする特別の事情があった場合。
 - ②「IX.適用除外について」1.①、⑥～⑩に該当する場合
 - ③店舗販売（特定商取引法の適用を受ける場合を除く）通信販売等でお申込をされた場合。

勧誘方法等確認のお願い

クレジットのお申込にあたって、お客様が不利益を被らないために、売買契約等に係る以下の内容についてお客様自らご確認ください。
また、本内容につきまして、割賦販売法に基づきクレジット会社から確認させていただきますのでご協力をお願いいたします。
ただし、店舗販売（特定商取引法の適用を受ける場合を除く）通信販売等でお申込されたお客様は対象外となります。
なお、クレジット会社からの確認時には申込書をお手元にご用意願います。
1. お申込いただく際には、以下の事項をご確認ください。

- (1) お申込いただく商品、サービス等は申込書にすべて記載されていますか。また、申込書に記載されていない付帯サービスや約束事項はありませんか。
- (2) お客様の必要とする商品の数量または、役務（サービス）を受けられる期間などは、ご自身で決められたものですか。
- (3) 商品およびサービスの内容それらの性能・品質、効果・効能について、カタログ、チラシ、パンフレットなどに記載されていた内容通

りの説明でしたか。また、実現が不確定であるのにあたかも確実にあるような説明を受けていませんか。

2. クーリングオフ、中途解約の内容についてご確認ください。
 - (1) クーリングオフのお知らせをご覧になりましたか。
 - (2) 訪問販売・電話勧誘販売の場合は、原則として、申込書記載の「申込年月日」が起算日となります。
なお、特定継続的役務提供取引の場合は、役務提供事業者との契約書面（42条書面）が交付された日が起算日となります。（クレジット契約について「IV.特定継続的役務取引等のお申込をされた方へ」を参照ください）
 - (3) 特定継続的役務の中途解約について記載された書面をご覧になりましたか。
3. 販売店による以下の行為は法律で禁止されておりますのでご確認ください。
 - (1) 勧誘時にうそをつくこと（不実告知）。
 - (2) 消費者にとって不利な事実があっても、わざと知らないこと（事実不告知）。
 - (3) 契約をするまで長時間居座ることまたは、「帰る」との意思表示をしたにもかかわらず契約するまで帰さないこと（不退去、退去妨害）。
 - (4) 「クーリングオフはできない」と嘘を言うこと、威迫して困惑させることなどによりクーリングオフを妨害すること。
 - (5) 脅迫まがいに契約を迫ること（威迫、困惑）。
 - (6) 虚偽・誇大説明をすること。

IX. 適用除外について

1. 次の場合にはクレジット契約のクーリングオフはできませんので、ご注意ください。
 - ① 営業のためにもしくは営業として申込された場合
 - ② 自動車の販売またはリースを受けた場合
 - ③ 葬儀サービスを受けた場合。
 - ④ 表紙「クレジット契約について」III-3に該当する場合。
 - ⑤ 販売店がその従業員に対して行う取引の場合。
 - ⑥ 商品が不動産の場合。
 - ⑦ 金融商品取引法、旅行業法、宅地建物取引業法などの特定商取引法以外の他の法律によって消費者保護が図られている場合。
 - ⑧ 割賦販売法および特定商取引法の指定権利でない場合。
権利とは、保養施設・スポーツ施設などを利用する権利または、語学の教授を受ける権利など
 - ⑨ 翌月1回払いの場合。
 - ⑩ その他割賦販売法および特定商取引法の適用を受けない場合。
2. 上記1①～⑩および特定商取引法の適用を受けない取引の場合、売買契約等のクーリングオフはできませんので、ご注意ください。

エクセルへのお問い合わせ・相談窓口

EXcel エクセル

株式会社 エクセル

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-5-10 TKビル9F
TEL 092-433-7772